

# 月刊 労運研レポート No. 89

2021年11月10日号

「選挙に行ってみよう！」と新宿でアピール・・・・・・・・・・・・・・・・	高野 飛鳥	2 P
新型コロナウイルス感染症と労災認定の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	天野 理	4 P
デジタル庁の設立と今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・	大谷 竹人	7 P
コロナで介護は崩壊の危機・・・・・・・・・・・・・・・・	但馬けいこ	17 P
ユニオン・合同労組連絡会：第6回総会・全国集会を開催・・・・・・・・	服部 学	20 P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail [roukenj2014@yahoo.co.jp](mailto:roukenj2014@yahoo.co.jp)

## 「選挙に行ってみよう！」と新宿でアピール

高野 飛鳥（全労協青年委員会代表幹事）

### はじめに

若年層の政治離れが問題視されるいま、産別を越えた仲間（若者中心）たちが警鐘を鳴らすべく、10月8日に新宿駅東南口にて、『選挙に行ってみよう。総がかり青年部ユースアクション新宿街宣』を貫徹してきました。街宣当日は、参加した仲間から『自分が思う事』や『伝えたいこと』などをテーマとして、それぞれの思いを自由にアピールし、街行く人々に「今の社会はダメだ。変えよう！」と訴えかけました。この取り組みの背景には、各地で奮闘する多様な青年たちの交流がきっかけとなっており、その経過などを伝えていきたいと思えます。

### 高齢化が進む労働運動

『労働運動の場においても、高齢化が進んでいる』このことに危機感を感じている人も多いのではないのでしょうか。私自身、これまでの運動を振り返ってみても確かにそう感じてしまうことが多くあります。各単組や団体の取り組みに参加しても、若い仲間を見かけることが少なく、自分より上であろう仲間と会うことがほとんどです。これには、職場内での運動や丁寧なオルグができていないのではないかと感じてしまいます。また、「職場に若者が少ない」と人が集まらないことが言われていますが、少なからず『若者』はいるのです。しかし、若者の多くは組合運動に興味がなかったり、非正規労働者であったり労働運動と係るきっかけが乏しいのではないかと私は考えています。やはり、昔ながらのオールスタイル。ハチマキに腕章、のぼりを掲げて活動するという事は、知識も興味もない人たちにはハードルが高いのではないのでしょうか。

### 運動を拡大していくために

私のもとに職種・地域を越えた仲間と交流をしようという連絡がありました。企業や自治体で働く者、議会で活躍する者など、様々な場で活動する人が結集し、まずは純粋な飲み会を通して交流しました。そして、お互いの職場実態や社会情勢への不満や展望を話していくうちに「みんなで集まってなにかやろうよ」という事になり、反戦・平和や差別・人権の問題をテーマにフィールドワークなどの取り組みを通じて交流を深めていきました。また、メンバーたちが身近な仲間を誘うことで次第に集まる仲間も増え、思想や派閥の壁を越えた次世代の運動を担う青年共闘という流れができ、「もっと運動を拡げていこう」という声が高まっていきました。

## 青年共闘で政治運動を展開する

拡大と共闘を目指してきた私たちは、10月に控えた衆院選に向け、「政権交代をしないと日本がヤバイ」という議論になり、選挙運動として私たちに何ができるのかを考えていくことになりました。そして、「若者の政治離れをなんとかしよう」と、若い世代に発信する取り組みを進めていくことになり、青年交流会の仲間を結集して新宿街宣を決起します。こうして、『選挙に行ってみよう。その一票に意味がある』というキャッチコピーのもと、総がかり青年部ユースアクションに取り組みました。例年では、『選挙に行こう』というフレーズでしたが、もっと柔らかい表現をという事で、『行ってみよう』が採用されています。また、横断幕やリーフレットなども、若者にウケそうなデザインでという工夫もあり、こうした案などは、青年による議論で出し合ったからこそのものだと思います。

## 立場やあり方に囚われてはいけない

青年共闘を進めていくことで重要なのは、『互いに寄り添う』ことであると私は思います。思想も方向性も違うからと疎外するのではなく、対話をもって仲間同士が分け隔てなく結び付ける場を構築していくことが必要です。こうした枠を越えた団結が求められており、次の担い手を作っていくきっかけにもなります。『オールドスタイルニューウェーブ』青年共闘の交流が掲げるものの一つであり、「やり方は変わらないけれど、やっていく人間は変わっていくんだ」ということを念頭におき、永久に受け継いでいける運動をつくっていくことが求められているのではないのでしょうか。これからも私たちは、職場・地域を越えたあらゆる仲間と共に、『誰もが安心して働き、暮らせる職場・社会』の実現を目指し、運動を進めていきます。



# 新型コロナウイルス感染症と労災認定の現状

天野 理（東京労働安全衛生センター）

## はじめに

東京労働安全衛生センターは、その前身の団体を含めると 40 年近くにわたり、東京の江東・墨田・江戸川区など下町地域を中心に、労災職業病の問題に取り組んできました。労働者・労災被災者の立場に立ち、様々な医療機関や地域の労働組合と連携しながら、労災被災者の労災手続きの支援や、様々な職場の安全衛生活動の支援、労働行政への政策提言などの活動に日々取り組んでいます。本稿では、そうした活動の経験を通して見えてきた、新型コロナウイルス感染症と労災補償の現状について報告したいと思います。

## 1、新型コロナウイルス感染症の労災認定状況

厚生労働省が出している新型コロナウイルス感染症に関する労災認定状況の数字（2021 年 9 月 30 日現在）を見ますと、労災申請数は 18,637 件余りとなっています。今年 1 月以降、感染の拡大と共に申請数は増加を続けてきました。一方、決定件数は 14,834 件となっていて、そのうち労災認定された件数は 14,567 件です。決定件数に占める認定件数の割合は 98.2%と、決定が出た事案のほとんどで労災認定されています。現在のところ、だいたい申請から 3 ヶ月程度で決定が出るとされています。

業種別にみると、医療・看護・介護の業務に直接あたっている「医療従事者等」と、それ以外の業種とにカテゴリーを分けて発表されています。労災申請数は、「医療従事者等」は 13,367 件、「医療従事者等以外」が 5,238 件となっていて、「医療従事者等」が全体の約 72%を占めています。実は、「医療従事者等以外」のカテゴリーにも、医療機関の事務職など、医療・介護の職場で働いている人が一部含まれています。そのため、こうした方たちを含めて考えると、医療・介護の職場からの労災申請は、全体の 80%以上になります。

医療・介護の職場以外ですと、製造、運輸・郵便、建設、宿泊・飲食などの業種で労災申請数が増えている傾向がありますが、まだまだその割合は少なく、医療・介護以外の職場で労災申請できない労働者が多くいるのではないかという懸念を持っています。

## 2、厚労省の対応の立ち遅れ

厚労省は、2020 年 2 月、各地の労働局宛てに新型コロナウイルス感染症と労災に関する通達をはじめて出しました。ただ内容としては、新型コロナウイルス感染症が労災給付の対象になりうることを示しただけの不十分なものでした。そして 3 月中旬に、厚労省 HP の「新型コロナウイルス感染症に関する Q&A」に労災補償に関する情報が追加されました。しかし、この時点で HP に掲載されたのは、「労災保険給付の対象になる」という抽象的な情報だけで、この通達が出されたことも明らかになっていませんでした。

その後、国会において、こうした厚労省の不透明な対応を問題視し、政府に対して幅広い

労災認定の実現や労災補償状況の公開を求める国会質問や質問主意書が、複数の国会議員から出されました。また、私たちも、全国労働安全衛生センター連絡会議として、新型コロナウイルス感染症について、労災認定を幅広く認める方針での新たな通達を出すこと、それを広く社会に周知することなどを求める声明を出しました（注1）。

こうした声もあってか、厚労省は4月28日に新たな通達を出し、新型コロナウイルス感染症に関する労災認定の方針を示すと共に、その情報を同省HPで公開しました（注2）。さらにその直後に、労災調査に関する労基署内部のマニュアル（調査要綱）などが作成されました。

このように厚労省は、ようやく4月下旬から5月中旬にかけて、このパンデミックでの労災に本格的に取り組みはじめましたが、この時期、国内の感染者数はすでに1万6千人を超えようとしていました。

なお、その後、厚労省は、新型コロナウイルス感染症に関する労災申請と認定の件数の公開や実際に労災認定した事例の類型についても公表を始めました（注3および注4）。

### 3、新型コロナウイルス感染症に関する労災認定の基準と認定例

厚労省が出している、新型コロナウイルス感染症に関する現在の労災認定基準は、「感染経路が特定されなくとも、労働環境などによっては職場の感染リスクが高かったとして労災認定する」という、幅広く労災を認める基準となっています。特に、医療・介護従事者については労災認定を積極的に行う姿勢がみて取れます。

具体的な労災認定基準と認定例は、以下のようになっています。

第一に「患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者」については、業務外で感染したことが明らかである場合を除いて原則として労災認定されます。これらの業務に従事している方は、たとえ感染経路が不明でも、認定される可能性が高いと言えます。実際に、厚労省が発表した認定事例では、感染経路が特定できなかった医師、看護師、介護職員、理学療法士などの方が、労災認定されています。

第二に、それ以外の労働者で、感染経路が職場であると特定された方については、「感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合」に労災認定されます。厚労省が公表した認定事例では、職場で集団感染が発生し、そこから感染したことが特定された事案で労災認定が出ています。

第三に、それ以外の労働者で、感染経路が特定できない方について、通達では、感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下での業務に従事していた労働者が感染したときには、業務により感染した蓋然性が高い、としています。そして、「感染リスクが相対的に高い」労働環境として、①複数の感染者が確認された労働環境下での業務、②顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務、の2つを挙げています。なお②について、厚労省は、「小売業の販売業務、バス・タクシー等の運送業務、育児サービス業務等」を例示しています。この第三のケースについて厚労省が公表した認定事例では、①では建設業や製造業の労働者の方が労災認定されています。また、②では、小売業で接客業務に従事していた労働者やタクシーやバスの運転手、診療所や薬局の事務員などの方で、感染経路は不明なもの、私生活での感染リスクは低いとして認定された事例が紹介されています。

#### 4、今後の問題点 ～継続する症状の問題や労災に協力しない会社の問題

いま浮上している大きな懸念点は、継続する症状への対応の問題です。新型コロナウイルス感染症に伴う様々な症状（微熱、倦怠感、胸痛、関節痛、息苦しさ、精神的な落ち込みなど）に長期間苦しむ患者が発生していることが国際的にも国内においても多数報告されています。こうした症状については、専門家の間でも「長期症状」「随伴症状」「遷延する症状」「後遺症」など様々な表現がなされていますが、その医学的な解明はまだなされていません。

症状が続いていて療養が必要であるなら、当然に労災補償によるサポートも継続されねばなりません。ところが、退院後もこうした継続する症状に苦しんでいる方の中で、労災の休業補償の支給を途中で止められるケースが出てきているのです。

例えば、今年4月に、新型コロナウイルス感染症で労災認定を受けた方が、退院後も依然として様々な症状に苦しんでいて働けない状態であるにも関わらず、治癒しているのではないかと疑われて休業補償給付を停止されたという問題が明らかになりました。そのため、全国労働安全衛生センター連絡会議として、この問題について緊急の要請を厚労省に対して行い、労災補償の継続を求めました。

現在、厚労省は、新型コロナウイルス感染症に伴う様々な症状について（後遺症と診断されている場合も含めて）、労災補償を継続する姿勢を示しています。ただ、厚労省は今後、新型コロナウイルス感染症の後遺症についてまとまった見解を示す予定にしています。その内容次第では、継続する症状の多くが「後遺症」として扱われ、多くの患者が労災の休業補償を打ち切られる危険もあります。この点は、さらに注視していく必要があります。

また、労災相談の現場では、「新型コロナウイルス感染症で労災申請しようと会社に相談したら、『労災じゃない』『うちの職場は関係ない』などと申請書類の証明を断られた」という相談も寄せられています。感染リスクが高い労働環境であれば、感染経路が特定されていなくとも労災認定される、ということを経験して社会に広く知らせていくことや、会社が労災に協力しない場合でも労働者は労災申請できる（そして労災認定される）、ということを知っていただく必要があります。

新型コロナウイルス感染症に苦しむ労働者について、労災補償がしっかり行われるように、労働運動全体で取り組みを進めていく必要があります。

注1： 全国労働安全衛生センター連絡会議「新型コロナウイルス感染症と労働安全衛生および労災に関する緊急声明」（2020年4月29日）

<https://joshrc.net/archives/129>

注2： 厚生労働省・基補発 0428 第1号『新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて』（2020年4月28日付）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626126.pdf>

注3： 厚生労働省『新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等』

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627234.pdf>

注4： 厚生労働省『新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例』

<https://www.mhlw.go.jp/content/000647877.pdf>

# デジタル庁の設立と今後の課題

大谷 竹人（自治労徳島県本部前委員長）

## 1. デジタル庁とは

2021年9月から、デジタル庁が発足しました。菅政権（当時）の看板政策の一つである「デジタル改革」の核となる新しい省庁としてスタートしましたが、デジタル庁は、行政のデジタル化を進めるほか、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進するための司令塔としてつくられました。



デジタル庁がつけられた背景には、省庁や自治体の情報共有や行政手続きにおけるデジタル化の遅れが、コロナ禍でのワクチン接種予約の混乱などさまざまな問題を引き起こしたことが理由とされています。また、世界的に見ても日本のデジタル化は遅れをとっており、対応が必要となっていました。そこで、省庁や自治体間でシステムを連携させ、課題解決が図られるようにデジタル庁を始動させたと言われています。

デジタル庁は約600人体制で、うち約200人を民間出身者が占めます。初代デジタル相（デジタル大臣）には設立準備を担当してきた平井卓也が就きました。事務方トップのデジタル監には、一橋大学名誉教授の石倉洋子が起用されました。国会近くの複合施設「東京ガーデンテラス紀尾井町」内の高層ビルに入居したことも話題になりました。かつて「赤プリ」の愛称で知られたグランドプリンスホテル赤坂の跡地に立つ紀尾井タワーの19・20階で、家賃は年間約8,800万円（2019年度）と言われています。

菅首相（当時）は1日の発足式で「行政のみならず、我が国全体を作り替えるくらいの気持ちで知恵を絞って」と演説。石倉デジタル監も「デジタルだと日本は蚊帳の外。存在感が全然無い。逆に言えば可能性はすごく大きい」と語りました。

## 2. デジタル庁の目指すもの

### （1）デジタル庁のミッション

デジタル庁の発足時のミッションは「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を」とされています。加えて、「一人ひとりの多様な幸せを実現するデジタル社会を目指し、世界に誇れる日本の未来を創造します」と補足されています。

デジタル庁準備段階で目標としていたのは以下の3つの項目です。

- ① ライフイベントに係る手続きの自動化・ワンストップ化
- ② データ資源を活用して、一人一人に合ったサービスを
- ③ いつでもどこでも自らの選択で社会に参画

1つめの「ワンストップ化」は、スマホだけで出生・就学・子育て・介護などのライフステージに合わせて必要となる手続をワンストップで行なえるというものです。また、「適切なタイミングでプッシュ通知を受けられ、忘れずに手続きできるようにする」としています。

2つめの「一人一人に合ったサービス」では、散在する健診情報、既往症、薬歴、日々のバイタル情報（「脈拍」「血圧」「呼吸」「体温」の4つを指標とし、数値を測定することでその日の健康状態を知る）などを連携させ、安全に健康・医療サービス等が受けられるというものです。また、鉄道・バスの運行状況、カーシェアの空き状況などを連携させた、リアルタイムの移動ニーズに応えるといったことも、デジタル庁の目指す形として挙げられています。こうした仕組みが実現していけば、様々な申請のために役所に行く必要がなくなり、手続きなども容易になり、移動や健康管理も便利になると言われています。

一方、上記のような取り組みを実現する場合、出生・就学などは地方自治体、教育関連は文部科学省、医療・介護は厚生労働省、交通は国土交通省など、自治体や省庁ごとの管轄が分かれており、別の場所、手法での手続きが必要になる場合も数多くあります。我々の日常では、「まずどこの誰に聞いたらいいかわからない」といった状況も少なくありませんし、ようやくたどり着いた先で「書類が無い」「印鑑が必要」「同じことを何度も書面に記載する必要がある」といった面倒に直面した人もいます。市民目線で言えば、こうした縦割りの枠を超え、シームレス（継ぎ目がないように）に扱える“仕組み”を生み出すことがデジタル庁の大きな目標とされています。

## （2）「スマホで60秒で完結する」行政サービスへ

上記のような、自治体・国・省庁などの連携の“まずさ”は、このコロナ禍において様々な面で露呈しました。一人につき10万円の「特別定額給付金」の申請・支給に関する混乱、最近ではワクチン接種予約でのトラブルなど、行政のデジタル化の遅れや未熟さによって様々な混乱に直面したと言われています。

こうした混乱の大きな原因は、省庁や自治体間でシステムなどがバラバラで、その間の連携がうまくいかなかったことが理由とされています。そこで、こうした課題解決のために、省庁を横断して国や自治体のデジタル化を担う「デジタル庁」を発足することとなりました。行政サービスについては、「スマートフォンで、60秒で手続きが完結する」を目標としています。

そのため、デジタル庁では、まず「デジタル社会の共通基盤の整備」「包括的データ戦略」「徹底したUI（ユーザーインターフェース＝Webサイトのデザインやフォント、パソコン自体の外観など、ユーザーの視覚に触れるすべての情報）・UX（ユーザーエクスペリエンス＝ユーザーが製品やサービスを通して得られる体験や経験のこと）の改善と国民向けサービスの実現」などに取り組む予定です。

「デジタル社会の共通機能の整備・普及」では、IDや認証、ガバメントクラウド（全自治体が活用する基盤システム）などのインフラなどを整備し、それらを自治体や省庁が共通で使えるようにしていきます。また、データ戦略においても分野別に「ベース・レジストリ（公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース）」を作り、データ活用の基盤とする方針です。



### (3) 中核に「デジタル社会の共通機能の整備・普及」

そして、国・自治体においてもデータ標準を策定し、共通のシステムのもとサービスを提供するとしています。また、準公共分野、民間分野などで共通に扱えるデータ標準を策定し、官民をまたいだオープンなデータのやり取りなどの実行を目指しています。その上で、UI／UXを徹底して改善した国民向けの“使いやすいサービス”の提供を目指しています。

この中の「デジタル社会の共通機能」として、マイナンバーや法人番号などのID制度の整備や普及促進が盛り込まれています。そのため、マイナンバーカードの普及やマイナポータルを活用などもデジタル庁の担当領域となっています。

従来も、政府のデジタル戦略を“横串”で見る組織として、内閣官房IT室が存在していましたが、基本的には“政策調整”を担っていました。一方、デジタル庁は「司令塔」として、省庁への勧告権を含む調整機能のほか、予算配分の機能を持ちます。また、デジタル庁自体も予算を持ち、共通機能においてはデジタル庁が自ら開発を担っていくという点が大きな違いといえます。

### (4) マイナンバーカードも強化

今後、多くの人にとって行政のデジタル化の“接点”となるのが「マイナンバーカード」です。デジタル庁は、マイナンバーカードの普及・促進の役割も担っており、2022年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指しています。そのため、健康保険証としての利用（2022年10月までに本格運用）、運転免許証との一体化（2024年度末）、在留カードとの一体化（2025年度末）などに取り組むほか、行政サービスのオンラインポータルサイト「マイナポータル」も改善を続けていくとしています。

今後、行政手続きのオンライン化やワンストップ化など、「スマートフォンで60秒」で完結するサービスが増えていくとされています。また、引越手続きと同時にガス・水道などの公共料金も移転手続きする「引越しワンストップサービス」なども検討されており、こうした動きをきっかけに、行政が民間サービスを巻き込みながら、日本全体のデジタル化を進めていくことが課題とされています。

## 3. デジタルニューディールとは

(1) 2020年7月17日、政府の経済財政諮問会議が「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来」(骨太方針2020)を公表しました。目玉に「デジタルニューディール」を据えており、その関連で掲げられているのは次の4項目です。

- ①次世代型行政サービス（自治体DX）
- ②デジタルトランスフォーメーション（DX）
- ③新しい働き方・暮らし方（少子化対策・女性活躍）
- ④制度・慣行の見直し（書面・押印・対面主義からの脱却）

この4点について、集中的なデジタル投資を行い、「年内に実行計画を策定」「10年かかる変革を一気に進める」としていました。

ここでは、「東京一極集中型から多核連携型の国づくり（スマートシティ等）」「地域の躍動につながる産業・社会の活性化（観光・農林水産業、中堅・中小企業等）」につなげていくといった、バラ色のポストコロナ社会が描かれていました。第2次安倍政権が「猫の目」

で打ち出してきたキャッチフレーズが並んでいるように見えるのは、アフターコロナを安倍政治の集大成にする決意の現れだったのかもしれませんが。

このデジタルニューディールのベースに、「デジタル・ガバメント推進方針」（2017年5月策定）があります。骨太方針2020が発表される約1カ月前の6月22日、安倍首相（当時）は骨子案の時点で「国・地方ともに行政サービスをデジタル化し、デジタル・ガバメントを国民目線で構築していくことは一刻の猶予もない」と述べ、不退転の決意を滲ませました。それを受けて報告書は、わざわざ「断固たる意志を持って」と付け加える念の入れようでした。

デジタル・ガバメントは、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2017年5月閣議決定）の重点分野の1つとして掲げられていました。その推進方針には、「本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指す」とあります。

次世代型行政サービス（自治体DX）、DX、制度・慣行の見直しが意味するのは、まさに安倍首相（当時）が強調した「行政サービスのデジタル化＝デジタル・ガバメント」にほかなりません。その具体的なイメージは、2018年1月の「eガバメント閣僚会議」で示されており、それが同年10月に成立した「デジタル手続法」（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、2019年1月施行）というわけです。

より詳細に見ると、添付書類の撤廃と押印の任意化、オンライン化の徹底、本人確認手法の見直し、行政事務のBPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング＝現在の社内の業務内容や流れ、組織の構造などを根本的に見直し、再設計すること）、複数手続きのワンストップ処理（ワンストップ／ワンズオンリー＝一度提出した情報は再提出不要）が挙げられ、技術的手法としてオープンデータを前提としたサービスデザインの採用、語彙や文字コード、データフォーマットの標準仕様、デジタルプラットフォーム（情報通信技術やデータを活用し、利用者間を結びつける『場』を提供するサービスの総称）の形成が指摘されています。

（2）2019年3月に内閣官房IT総合戦略室と総務省が公表した「行政手続等の棚卸結果」によると、2018年8月末現在で23府省が所管する行政手続きは約4万6,000種、このうち最初から最後までオンラインで完結する手続きは13%にとどまっています。

これに対して政府は、1年間に行われた手続き総件数は約48億件、このうち約6割の28億件がオンラインで処理されたとアピールしています。数字を聞くかぎりでは電子行政はかなり進んでいることになるのですが、マイナンバーカードを使わないe-Taxのようにネットで作成した確定申告書類をプリントアウトして郵送という「誤魔化し」も含んでいます。

とはいえ、年間申請が10万件以上の手続き580種がすべてネット完結型になれば、オンライン処理比率は99%を上回るという試算もあります。政府としても仕組みや手続きの意味と必要性を吟味し、「手続きの数が多く煩雑で日数がかかる」というマイナス評価を急務で返上しなければならないとの思惑があります。

ポイントは当然、ハンコだけではありません。現状、個人の場合は住民票や戸籍謄・抄本、印鑑証明など各種の公的証明書、法人の場合は登記簿や定款、決算書類などを添付しなければなりません。しかも必須でなく、「念のため」であることが少なくありません。窓口職員が責任回避のために、「何かあったら困るから」「確認のために」の慣例をどう打破するかだ

が課題とされています。

「e-Japan基本戦略」からマイナンバー制度までは、1960年代に本格化した電算化／情報化の延長線上にありました。既存の紙（アナログ）ベースの手続きをコンピュータに置き換えただけですから、処理速度が向上しましたが、「窓口まで行って申請」「意思を確認するために押印」「証明書は申請者が持参して添付」という基本は何も変わっていません。

#### 4. 次世代型行政サービス（自治体DX）の流れ

総務省は、2021年度に重点的に取り組む施策をまとめた「デジタル変革を通じた新しい地域と社会構造」（総務省重点施策2021・2020年9月30日）の中で、地方自治体のデジタル化を加速することにより、自治体行政の効率化、住民の利便性・企業の活力の向上をはかるため、①行政手続きのオンライン化、②AI・RPAの活用、③システムの標準化、④テレワーク、⑤セキュリティ対策等の基盤整備などについて、地方自治体が取り組むべき施策及び総務省等による推進施策を盛り込んだ「自治体DX推進計画」を策定し、地方自治体のデジタル化を抜本的に進めるとしていました。

菅総理大臣（当時）は、2020年10月26日の第203回臨時国会の所信表明演説において、国・地方の行政のデジタル化の推進に関して、各省庁や地方自治体の縦割りを打破し行政のデジタル化を進め、今後5年間で地方自治体の情報システムも統一・標準化を行うと言及しました。さらに、マイナンバーカードについては、今後2年半の内にほぼ全国民に行き渡ることを目指し、健康保険証とマイナンバーカードの一体化を始め、運転免許証のデジタル化も進めることも表明し、国・地方を通じた行政デジタル化の推進は、菅内閣（当時）「肝いり」の政策の一つに位置付けられていました。

##### <「自治体システム等標準化」への流れ>

###### （1）「自治体戦略2040構想」（2018年6月・総務省）

その第2次報告の中で、「スマート自治体」への転換を提唱しています。そのために、①破壊的技術（AI・ロボティクス等）を駆使して従来の半分の職員でも自治体が本来行うべき機能を発揮できる仕組みが必要。②標準化された共通基盤を用いた効率的なサービス提供のために、自治体ごとの情報システムへの重複投資をやめる枠組みが必要。円滑に統合できるように、期限を区切って標準化・共通化を実施する必要。としていました。

###### （2）「スマート自治体研究会」（地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会）報告書（2019年5月・総務省）

報告書の問題意識として、①行政サービスの質や水準に直結しないシステムのカスタマイズによる重複投資により、住民・企業等にとっての不便さ、個々の自治体やベンダ（業者＝電算会社）にとっての人的・財政的負担、②世界のスピードに間に合うためには、デジタル社会に向けて社会制度の最適化が必要、としています。

##### \* 「スマート自治体」を実現するための方策として

###### ①行政手続を紙から電子へ

住民にとって、窓口に来ることは負担であり、サービスのあり方を前提とせず、窓口に来なくても所期の目的を実現できないか、常に考える。自治体にとって、紙媒体で提出された書類をシステムに入力するといった作業が大きな事務負担。AI・RPA等のICT

を効果的に活用するためには、データが入口から電子データの形で入って来ることが重要。

②行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ

全国的なサービスとしてのアプリケーションを「利用する」という形式が最も自治体職員の事務負担を軽減し、AIの全国的な共同利用によって、学習データ増加による質の向上と割り勘効果による価格の低減を実現。

③自治体もベンダ（業者）も、守りの分野から攻めの分野へ

自治体もベンダも、システムの構築・保守管理といった守りの分野はできるだけ効率化した上で、AI・RPA等のICT活用といった攻めの分野へ集中して人的・財政的資源を投資。としています。

**\* 具体的方策として、**

①業務プロセスの標準化

(1)人口規模や組織等で類似する自治体間で業務プロセスを比較しながらBPR（業務改革）を行い、最も効率性に差があるボリュームゾーン（量をたくさん売る一般的な商品の価格帯）を見極めた上で、ベストプラクティス（成功事例）に標準化

(2) **システムを標準化してから、それに業務プロセスを合わせる。**

②システムの標準化

(1) 本報告書公表（2019年5月）後直ちに、自治体、ベンダ、所管府省を含む関係者がコミット（責任を持つ）した形で個別行政分野のシステムの標準仕様書を作成する取組を開始（各行政分野につき原則1年以内）。自治体クラウドは引き続き推進

(2) 各行政分野に取り組むが、自治体システムの中核をなす住民記録システムを最優先。自治体業務の中で重要な位置を占める税務・福祉分野も優先的に取り組む。所管府省は、総務省・内閣官房IT総合戦略室と連携

(3) ベンダは、標準仕様書に記載された機能をパッケージに搭載

(4) 自治体は、システム更新時期（5年程度）を踏まえつつ速やかに導入し、遅くとも2020年代に、各行政分野において、複数のベンダが全国的なサービス（例：LGWAN-ASPサービス）としてシステムのアプリケーションを提供し、各自治体が原則としてカスタマイズせずに利用する姿を実現

③電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化

(1) 政府・自治体において、抜本的な電子化・ペーパーレス化の取組が不可欠

(2) 官民を通じた分野横断のデータ連携を行うため、データ形式を標準化

**\* 目指すべき姿として、**

- |  |
|--|
| <p>①人口減少が深刻化しても、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持</p> <p>②職員を事務作業から解放し、職員は、職員でなければできない、より価値のある業務に注力</p> <p>③ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替させ、団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理を行う</p> |
|--|

**(3) 自治体システム等標準化検討会（総務省）検討開始（2019年8月）**

2019年8月26日に「住民記録システム等標準化検討会」第1回が開催されました。

数回の検討会・分科会を経て、2020年9月11日に公表された「住民記録システム標準仕様書」は、「目指す姿」として、①複数のベンダが広域クラウド（全国規模のクラウド）上

でシステムのアプリケーションサービスを提供、②各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、発注・維持管理や制度改正対応の負担がほとんどなく、業務を実施可能、としています。さらに、「目的」として、①カスタマイズを原則不要にする、②ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする、③自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う、とし、そのことが「人口減少社会・デジタル社会における住民サービスの維持・向上」につながるとしています。次に「対象」としては、「全ての市区町村」（指定都市、中核市等、一般市区町村（人口20万未満）の区分に応じて異なる要件を設定している項目もある）とし、「標準準拠の基準」として、「実装すべき機能は実装が必要、実装してもしなくても良い機能は選択可能で、それ以外の機能は実装しないことが必要」としています。

#### （４）令和元年第8回経済財政諮問会議において住民基本台帳事務以外の事務について標準化の必要性の議論（2019年10月10日）

高市総務大臣(当時)提出資料の中には、「総務省は、デジタル・ガバメントによる自治体行政の高度化・効率化により、住民・企業等の利便性の向上と将来の労働力の供給制約への対応を図るため、自治体における業務プロセス・システムの標準化、クラウド化、AI・IoT等の活用等の取組を推進する。また、本年末までに、これらを抜本的に進める計画の策定に向けた工程を明確化する。」とし、「自治体システム等標準化検討会」や「自治体クラウド導入の促進」に取り組んでいることを報告しています。

#### （５）新経済・財政再生計画改革工程表2019（2019年12月19日経済財政諮問会議決定）

改革工程表は「新経済・財政再生計画」に掲げられた主要分野ごとの重要課題への対応とKPI（重要業務指標）、それぞれの政策目標とのつながりを明示することにより、目指す成果への道筋を示すものです。

その中の「主要分野毎の改革の主な取組」（地方行政改革）として、「次世代型行政サービスの早期実現」の項で、

##### ①国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化

##### ○自治体の情報システムの標準化

現在自治体ごとに異なっている様々な政策分野（住民基本台帳・地方税・社会保障等）の情報システムを全国で標準化し、地方自治体の利用するシステムのクラウド化の急速な拡大を図る（法制上の措置も視野に）。このため、2022年度までに市町村が情報システムを構築しているほとんどの政策分野について、全国標準的な仕様を完成させることを目指す。

##### ②地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開

##### ○自治体行政のデジタルトランスフォーメーションの実現

2020年度に、AI・ICT化、クラウド化等を抜本的に進める計画を策定と書かれています。

#### （６）地方自治体業務プロセス・情報システム標準化等に関する関係府省会議

2020年2月21日に開催され、「対象として想定する自治体」として、

①まずは、複数団体での情報システムの自治体クラウドが進んでいない中核市規模の自治体を想定して、標準仕様を作成する。

②当該標準仕様を踏まえ、大規模自治体及び小規模自治体を想定して、バージョンアップ

する。(大規模用・小規模用に分けて作成することも含めて、検討する)

とし、対象業務は以下の合計 17 業務

○内閣府 ①児童手当

○総務省 ②住民記録 ③選挙人名簿管理 ④固定資産税 ⑤個人住民税  
⑥法人住民税 ⑦軽自動車税

○文部科学省 ⑧就学

○厚生労働省 ⑨国民健康保険 ⑩国民年金 ⑪障害者福祉 ⑫後期高齢者医療  
⑬介護保険 ⑭生活保護 ⑮健康管理 ⑯児童扶養手当

○内閣府及び厚生労働省 ⑰子ども・子育て支援

そして、第 1 グループは、⑬介護、⑪障害者福祉、⑧就学、地方税(④固定、⑤個住、⑥法人、⑦軽自)とし、標準仕様(各省検討事項)の決定を 2021 年 8 月としている。

第 2 グループを①児童手当、③選挙人名簿管理、⑩国民年金、⑫後期高齢者医療、⑭生活保護、⑮健康管理、⑯児童扶養手当、⑰子ども・子育て支援とし、第 1 グループと同作業(2022 年 8 月まで)としている。⑨国保については、国保標準システムの課題と対応策を別途検討としています。

\*②住民記録の「標準仕様書」は 2020 年 9 月 11 日に公表済

#### (7)「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2021 年 6 月 18 日閣議決定)

その計画の中では「地方公共団体の基幹業務システムについて、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、データ移行や連携の容易性の向上、高度のセキュリティ対策の導入、サーバ等の共同利用による情報システムに係るコスト削減等を通じて、デジタルファースト及びワンスオンリーを徹底し、住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和 7 年度(2025 年度)までに、ガバメントクラウド(「G o v - C l o u d」=政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス『IaaS、PaaS、SaaS』の利用環境であり、早期に整備し、運用を開始することとしている)上に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指す。

具体的には、複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務のアプリケーション及び基幹業務と付属又は密接に関連する業務のアプリケーション(以下「基幹業務等のアプリケーション」という。)をガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。

その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアや OS・ミドルウェア(コンピュータの基本的な制御を行う OS と、業務に応じた処理を行うアプリケーションの中間に位置するソフトウェア)・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。

また、ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックイン(情報システムなどの中核部分に特定の企業の製品やサービスなどを組み込んだ構成にする

ことで、他社製品への切り替えが困難になること)による弊害を回避する。

統一・標準化の効果を踏まえ、地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準化基準に適合した情報システムへの移行完了予定後の令和8年度(2026年度)までに、平成30年度(2018年度)比で少なくとも3割の削減を目指すこととする。また、国の削減目標は令和7年度(2025年度)までに令和2年度(2020年度)比で3割削減であることを踏まえ、削減目標の更なる上積みを目指す。」とあり、「地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進」についての情報は、2021年9月1日より、「デジタル庁HP」に移行しており、着々と「地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化」が進められています。

## 5. 今後の課題

### (1) 政府としての「安全・安心」の確保

前述した2021年6月18日に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中でも以下のような「安全・安心」の確保の課題を挙げています。

政府情報システムの設計・開発等におけるサイバーセキュリティ対策の強化ならびにサイバーセキュリティの研究開発等の推進などサイバーセキュリティの確保、個人情報保護、情報通信技術を用いた犯罪の防止、高度情報通信ネットワークの災害対策です。

### (2) 法律家ネットワークの「懸念」

「デジタル改革関連法」に対し、弁護士たちでつくる「デジタル監視社会に反対する法律家ネットワーク」(以下、法律家ネットワーク)が2021年8月25日、記者会見を開き、関係省庁へのヒアリングを踏まえた意見書を発表しました。法成立以前から警戒と反対の声を上げ続けてきた法律家ネットワークは「個人情報保護委員会による監視・監督に加えて、別個の独立した専門の第三者機関を設立」して、情報・捜査機関を含む政府の活動を厳しくチェックするよう求めています。

記者会見では、「共謀罪対策弁護団」共同代表の海渡雄一弁護士や個人情報保護法制に詳しい三宅弘弁護士らが、意見書や関係省庁ヒアリングの内容を説明しました。

#### ① 利権構造の「巣」になりなかねかい

今回の記者会見でのニュースの一つは、9月1日のデジタル庁発足に向けて準備してきた内閣官房情報技術(IT)総合戦略室などへのヒアリング結果でした。海渡氏の説明によれば、民間企業から128人が「週2日程度の非常勤」で雇用されるというらしい。

海渡氏はこう危惧を語りました。「(同庁の職員は)民間と国の両方に勤める。国のために働くのか、自分の組織のために働くのか、非常にあいまいになるのではないかと。NTTの幹部が総務省幹部と会食しただけで問題になっていたのに、IT企業に属したままデジタル庁で働く。情報が筒抜けになってしまう。これで癒着が避けられるのか。利権構造の巣になってしまうのではないかと」

#### ② 日本版CIAができる?

さらに法律家ネットワークが今回の意見書で強調しているのは、デジタル改革関連法の成立後、政府の情報・捜査機関がさらに拡充しようとしていることへの懸念です。

先の通常国会では、自衛隊の基地や原発周辺の土地の所有や利用状況を調べ、規制するこ

とを可能にする「重要施設等及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（重要土地等調査・規制法）が成立した。来年春にも法律が施行されれば、全国の関連施設周辺の土地所有と利用状況の情報が、内閣官房に設けられる担当組織に順次集まってくることになります。

加えて警察庁は、サイバー犯罪を取り締まるために警察庁法を改正し、「サイバー直轄隊（仮称）」を2022年度に発足させる方針を明らかにしています。サイバー直轄隊は200人規模になると伝えられています。こうした政府組織が増えることに、海渡氏は「日本版CIAのような組織ができつつある」と話しました。

一方、個人情報保護委員会事務局にヒアリングしたところ、約150人の態勢について拡充するかどうかなお検討中といます。

三宅氏は「強大なデジタル庁に対抗するためには、800人の職員がいる公正取引委員会に匹敵する規模にすべきだ」と、個人情報保護委員会の拡充を求めました。

意見書では、「内閣情報調査室、公安調査庁や自衛隊情報保全隊等の活動について専門的に監視・監督する監視システムは存在しない」「収集された住民などの個人情報等の分析機関、また、今後新たに設置される予定とされる警察庁サイバー局・サイバー直轄隊についても、有効な監視・監督機関はない」と指摘しました。そのうえで、独立した第三者機関の設立と、是正の勧告・命令を可能とする制度が「必要不可欠だ」と強調しています。

### （3）セキュリティ対策が当面の最重要課題

過去にドコモ口座と紐づいた銀行口座からの、不正引き出し問題が記憶に新しいと思います。やはり、何もかも紐づけて、一つの事ですべてが出来てしまい、簡素化を急激に進めるのは危険も含んでいるのではないのでしょうか。ひとつ情報が漏れてしまえば、全ての情報にたどり着けてしまうのではないかと不安があります。セキュリティ対策が当面の最重要課題です。

マイナンバーカード制度に対しても、国民を管理するための制度ではないのか？自分の預貯金なども全て国や役所に見られるのでは？信用できないから利用しない。等の声が多く聞かれ、今現在でも普及率は（2021年10月1日時点で）38.4%程度しかありません。

そのマイナンバーカードに今までより、多くの情報を紐づけしようとしているのですから、反感を買ってしまうのは致し方ないかもしれません。

デジタル庁が集めた情報は、内閣情報調査室を通して各都道府県の警察や警察庁と共有になります。これが、監視社会の始まりになりうる根本材料になるのではないかと、危惧する声もあがっています。（上記（2）のように）一部の法律家は、首相に強大な権限を持たせることになりかねない、と懸念していて個人情報がデジタル庁によりすべて把握されて、国民生活が監視されている状態になるのではないかと問題提起しています。

デジタル庁のIT化の目標の中に、マイナンバーカードが健康保険証として使用可能になり、将来的に運転免許証としても使えるようにする、更なるその機能をスマホにも搭載共有して一体化を図るといいます。運転免許証の管轄は各都道府県警察や警視庁です。そしてスマホと連動させるといふ事は皆さんが使っている「おサイフケータイ機能」等は銀行と紐づいているはずで、こう考えていくと、よく言えば情報の一本化、悪く言えば、情報を全て握られる？と考えるのは当然です。



介護保険制度から 21年

## コロナで介護現場は崩壊の危機

但馬けいこ（ケアワーカーズユニオン書記長）

### <はじめに>

コロナ危機は、温暖化問題とともに地球環境破壊が人類にもたらした災禍として、私たちの社会に襲いかかった。その感染は、人の流れを止める以外に防ぐことはできないと、緊急事態宣言が発令され、この新しい感染症に社会がフリーズしたかに見えた。

しかし私たちの前にあらわれたのは、人が生き・暮らしていくために仕事を止めることのできない医療・介護・流通・清掃・郵便・配送などの労働者たちであり、動きを止められたとたんに職を失い暮らしていけなくなる労働者たちだった。いずれも汗水流して働く低所得の労働者たちである。



他方、大企業や一部産業ではテレワークが取り入れられ、投資家や株主たちは莫大な公的資金投入に支えられ、失うものなく「ステイホーム」していった。

この分裂する社会、不条理な現実の中で、労働運動はどのように進むべきなのか。コロナ危機の後には、資本家団体が数年来、公然と

掲げてきた「第4次産業革命」が待ち構えている。いまコロナ危機に乗じ、あらゆる部門で「人と人との接触を減らす」ことを名目に、製造や流通の無人化・自動化が進められ、DX（デジタルトランスフォーメーション）の掛け声のもと、AI化・ネットワーク化・リモート化によって大規模な人員削減が画策されている。介護分野でも、慢性的人手不足をICTの導入によって基準緩和するなど、“介護”を“管理”に置き換えて生産性をあげる動きが始まっている。

### <コロナ危機における職場の状況>

コロナ感染拡大は、介護職場を直撃した。厚生労働省は10月20日、全国の高齢者施設でこれまで発生したクラスターの件数が計2029件にのぼったと明らかにした（10月18日時点）。クラスターとなっても、高齢者は介護や認知症対応ができない病院には移せない。第5波時に「自宅療養」という名の感染者放置が社会問題となったが、同じように介護施設に丸投げされるケースが多発した。

待ち構えていたのは、一つに、資材不足。防護服どころかマスク・消毒薬・ゴーグルなどが不足し、トイレトペーパーや衛生用品不足が職場を悩ませた。二つに、感染の危険性。

介護は接触なくできない。感染防止のためには、手間ひまが要るが、介護職場はそもそも人材不足であり、感染者が出た時の交代要員はいない。ある者は職場に泊まり込み、ある者は家族への感染を恐れ車に泊まって出勤し、ギリギリの状態でも介護を続けた。三つに、周辺住民の無理解。クラスター発生に対し、抗議や罵声の電話が寄せられた。このような中で、高齢者の命と暮らしを守るために介護労働者は頑張ったのである。

資材不足はやがて解消したが、人材不足と無理解は解決していない。

デイサービスや訪問介護などの居宅支援は、さらに大変だった。施設・居住関係労働者には、ワクチン接種が優先されたが、田村憲久厚生労働相は「介護施設の場合、たとえクラスターが発生したとしてもそのままサービスを提供していく必要がある。…一方で在宅サービスの場合は、事業者を変えるなど別の対応も取れる」と優先接種を認めようとしなかった。呆れるほどの現場への無理解である。これは尾辻かな子議員（立憲民主党）の質問によって撤回された。ヘルパーは高齢化（平均年齢 58.7 歳）、減少（有効求人倍率 15.16 倍）と深刻な状態にあり、感染の恐れがあっても高齢者の暮らしの命綱のため、訪問して濃厚接触者となる可能性が高い。しかし代替りの人材はいない。良心的ケアマネや事業所の必死の努力、そして訪問ヘルパーたちの神経をとがらせた感染対策と介護によって何とか維持されてきたのである。

私たちケアワーカーズユニオン（以下CWU。正式名称：福祉・介護・医療労働者組合）に加入する山紀会支部（西成区）では、2013年の結成以来、法人の組合つぶしに悩まされてきた。2019年に大阪府労働委員会で法人の不当労働行為が認定され、救済命令が出された。翌年、法人は山紀会支部を担うCWU副委員長が職場のパワハラ問題の相談に乗ったことを理由に、調査もせずに業務中と決めつけ処分をおこなった。労働委員会に救済申立てするも、労働委員会の要請を無視し、不当処分への反省文を書かないことを理由に、法人は二重処分をかけてきた。2020年3月、コロナ感染さ中、第一次緊急事態宣言直前である。西成は独居高齢者が多く、居宅支援はその命綱である。全力で介護に向かえるようCWUと支部は労使紛争の休戦を申し入れた。法人は即座に拒否、組合は困り果てて医師会に仲裁を要請したが、法人はこれを名誉毀損であるとして要請行動に参加した3名の組合員に330万円の損害賠償の訴えを起こした。裁判と労働委員会で応戦をしながら、上述したような「資材不足」「人材不足」の中で介護業務はおこなわれた。法人は、防護グッズを支給せず、組合員たちはマスク・ゴーグル・雨がっぱ等を百均ショップでそろえて対応した。高齢者の生活を懸命に支えたが、利用者が求めるトイレトペーパーや消毒液が店頭からなくなり、奔走する日々が続いた。2020年夏には法人傘下の病院で、50名以上が感染、7名が死亡というクラスターが発生した。法人の組合敵視はやむことがなく、組合による現状報告の要求、現場からの改善要求に対し、「組合はコロナ差別」「組合の提案は阻害物」と言い放ち、不誠実団交をくり返した。組合員からは疲労のあまり病人が出、深刻な状況が続いた。

これを支えたのは、全国のケア関係の仲間たちである。医療用マスクやカンパが寄せられ、大阪では「ケアワーカーズユニオン山紀会支部を支える会」が結成された。「健全な労使関係なくして責任ある医療・介護なし」を掲げて20名の呼びかけ人、30の賛同団体、74名の賛同人によって結成され（2021年5月3日）、山紀会支部組合員・労働者を激励し、個別企業の労使問題にとどまらず西成の医療・介護という社会問題であることを訴えた。

## ＜全国のケア関係労働者は連帯して介護保険制度の抜本的改革の流れをつくろう＞

集約労働型産業である介護事業は、介護労働者の低賃金・劣悪条件が安直な経営利益の元となる。介護報酬の大元である政府もその姿勢は変わらない。介護労働者の賃金は、全産業平均と比べて月額8～10万円低い。政府は介護保険給付の4分の1しか負担せず、別表にみるように介護給付の国家予算にしめる割合は、たったの2.51%である。このコロナ危機に際しても、従来の介護報酬に0.1%加算、しかも6か月で早々に打ち切った。絶滅寸前の訪問ヘルパーは、移動費も待機費もキャンセル料も計算外の「出来高払い」、この制度の作りに対し国家賠償を求める訴訟が起きている。

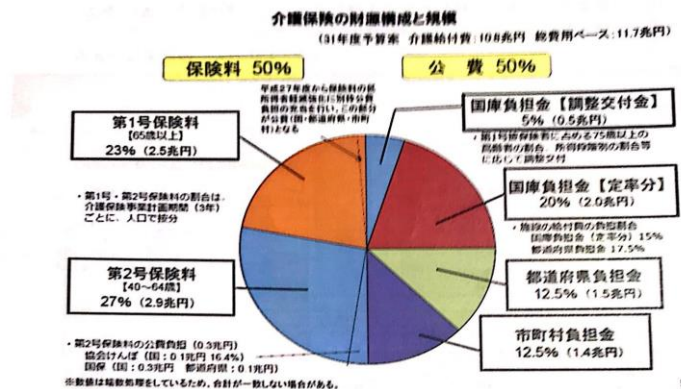
私たちは2015年の介護制度大改悪（介護報酬大幅削減、軽度者の介護保険外し、利用者負担増）を契機に、ケア関係労組・良心的事業所・市民団体などとともに、大阪の地で介護・福祉総がかり行動という共闘を作ってきた。そして全国に呼びかけ、現場の声を政府に届け、改悪をストップさせるための対政府交渉・行動をおこなってきた。

しかしながら、コロナ危機下にあっても、政府の姿勢は変わらず、利用者負担増、介護サービス削減、軽度者の保険外し、挙句の果ては“自立”の概念を「介護保険を使わないこと」にすり替えた政策を進めている。

この流れを止めようと、8月30日には、現場からの声（特養ホーム、デイサービス、訪問介護、障害者支援事業、大阪社会保障推進協議会）と野党4党の議員によって「何とかしよう！介護保険 オンライン懇談会」が1000名を超える視聴者を集めて開催され（報告パンフあり）、介護・福祉総がかり行動・大阪と東京南部ケアワーカー連絡会を軸に“何とかしよう！介護 対政府交渉実行委員会”が結成された。11月19日には、財務省・厚生労働省への交渉が予定され、いま参加・賛同を募っている。

福祉・介護・医療労働者の賃金・労働条件は、経営各自の姿勢もあるが、大元は政府政策に左右される。いま政府の低報酬政策の下で、良心的中小事業所がバタバタと倒れている（データに上がっているだけでも休廃業455件、倒産188件。2020年）。「保険料あって介護サービスなし」「介護が買えるのは金持ちだけ」となれば、高齢化が進み、一人暮らしが1000世帯を超えた日本社会を支える社会保障の一角が崩壊していくことになる。

この流れを変え、介護保険の抜本的改正に向かうために、全国のケア関係労働者、良心的事業者が力を合わせる必要がある。（了）



### 介護保険の「財政規模」(2019年度)

全国 介護保険給付費 総額 約10.8兆円  
内訳  
国は 2.5兆円 ……A  
※介護給付費負担金2.0兆円、調整交付金0.5兆円  
市町村(1566保険者) 約1.4兆円(給付費等の12.5%)  
65歳以上高齢者は2.5兆円

2019年度政府一般歳出予算 99.4兆円……B  
介護給付への国庫負担は国家予算に占める割合  
 $A/B = 2.51\%$

## 第 6 回総会・全国交流集会を岐阜・オンラインで開催

服部 学（岐阜一般労働組合書記長）

2015年12月21日に発足した「ユニオン・合同労組連絡会」（～組合づくりと共闘～）の第6回総会・全国交流集会が、10月23日、岐阜市『ワークプラザ岐阜』とオンライン併用で開催されました。「ユニオン・合同労組連絡会」は、昨年も紹介いたしましたが、増加の一途をたどる外国人移住労働者を含め、様々な雇用形態の中で分断を余儀なくされている非正規労働者・未組織労働者を組織化し、集团的労使関係のもと資本と対峙し、全国的なユニオン・合同労組運動の結合を目指そうと協力・共闘を深めてきました。結成は、全国一般全国協議会及び自治労全国一般評議会の福岡地方労組と岐阜一般労組が呼びかけ団体となり、現在はプレカリアートユニオンを加えて事務局体制を作っている所です。

今年の第6回総会・全国交流集会には、全国一般全国協の仲間、全国ユニオンの仲間、自治労全国一般の仲間、また各地のコミュニティ・ユニオンの仲間等に参加していただきました。参加者は、岐阜会場に25名、オンラインで50件を超える接続があり、全体では100名程の参加でありました。

第6回総会・全国交流集会は、全国一般福岡地方労組の山岡委員長の開会挨拶のあと、プレカリアートユニオンの稲葉書記長の司会で進められました。全国一般全国協の平賀委員長が基調報告を読み上げ、「引き続くコロナ感染拡大の下、中小未組織労働者の組織化を担うユニオン・合同労組運動を発展・強化させよう」と訴えました。続いて、講演、問題提起①②、課題提起①②、意見交換、まとめを行い、全日程を終了しました。

### 兵頭淳史先生（専修大学経済学部教授）の講演

#### 『21世紀パンデミックと労働運動－労働組合の可能性とその再生に向けて－』

専修大学の兵頭淳史先生から、『21世紀パンデミックと労働運動－労働組合の可能性とその再生に向けて－』と題して講演がされました。内容は、①新型コロナ・パンデミックはなぜ発生したのか、本質的には地球温暖化と同根の現象、②SDGsは希望となるか、「経済成長」追求からのシステム転換が不可避、労働・生産の場からの変革、③コロナ禍が労働者にもたらすもの、「遠隔・在宅ワーク」の推奨から「新しい働き方」という位置づけへ、④一方で「エッセンシャルワーカー」の労働負担は過重に、⑤



⑤Uberization＝個人請負労働の急拡大から雇用の融解へ、⑥労働運動再生の必要性和社会運動ユニオニズム、⑦一般組合員が主役の運動、幅広い層の要求や公正を追求する運動、非

正規・女性・外国人などの広範な人々の組織化、⑧労働運動史学習の重要性、⑨労働組合の再活性化をめぐる日本特有の論点、「企業別労組から産業別労組へ」論、⑩コミュニティ・ユニオンによる「労働相談から組織化へ」戦略の有効性、⑪基本戦略は「職場単位で、多数派を基盤とする、組合組織の形成・再生」、⑫「新しい働き方」と労働運動、という中身の濃い講演でした。

## 問題提起①

### 「労働組合運動の活動家育成と世代交代」清水直子（プレカリアートユニオン委員長）

問題提起①では、プレカリアートユニオンの清水委員長から、「労働組合運動の活動家育成と世代交代」という提起がされました。「自分が死んでも組合は維持・発展するか？」という刺激的な言葉に始まり、ユニオン・合同労組の専従、活動家の育成が難しいのはなぜかについて、①育成ノウハウ・仕組みがない、やり方が分からない、②育成する体制・経済的余裕がない、③仲間の中から専従を育成できるのか、④専従は「労働者」か、などの問題点が挙げられ、質疑や意見交換を行い、その中で、今後、活動家育成の学習会や研修会を開催していく方向性が見いだされました。

## 問題提起②

### 「地域合同労組の結成と社会運動との連携」山岡直明（全国一般福岡地方労組委員長）

問題提起②では、全国一般福岡地方労組の山岡委員長から、「地域合同労組の結成と社会運動との連携」という提起がされました。「コロナ禍で深刻な雇用・生活不安の中、我々労働組合は労働者の生活と権利を守るため、何をなすべきかなのか。」というテーマを基に、まずは自らの組織の現状を客観的に分析することから始まり、①何件労働相談を受けたか、②労働相談チラシを何枚配ったか、③職場の不安にどう答え、会社とどのような交渉をしたのか、④苦境に陥っている労働者に、助成金や生活保護の周知を行ってきたのか、⑤国や自治体に労働者・障がい者・社会的弱者の支援策を求め、どのような取り組みを行ってきたか、⑥組織強化や拡大にどのような取り組みを行ってきたか、など、実際にはほとんど取り組みが出来ていないのでは？と問いかけがありました。

それらの問題点について、全国一般福岡地方労組の具体的な取り組みや心掛けの紹介がありました。①HP 作成や SNS で毎日の情報発信・共有化、②組合員への不当な攻撃には、抗議行動や月一回以上の支援連帯行動、③経営者を一堂に集めた集団団交を年3回開催、④団交で解決できない案件は、必ず裁判か労働委員会で闘い、泣き寝入りしないことを経営者に知らしめる、⑤街宣活動や労相相談チラシの配布（チラシの在庫10万枚）、⑥NPO労働相談センターを設立し、幅広く労働相談を受け付ける、⑦障がい者就労移行支援事業所を労働組合として設立し、会社でのいじめで精神障害を罹患した人達への支援・対応・訓練を行なっている、⑧全ての分会、職場に支部執行委員を選出・配置し、月1回執行委員会を開催している、⑨新年旗開き、組合大会、分会結成時の団結交流会、執行委員会後の交流、勝利解決時の交流会など、食事を含めた交流会の開催、⑩全組合員加入の共済に取り組んでいる、⑪ストなど闘う組合員については、ナショナルセンターの枠を超えて支援活動を行なっている、⑫団体交渉には、原則、全て専従役員が入ることとしている、⑬労働法講座を月2回、

就労移行支援事業所で開催している、⑭自主再建・組合管理闘争を4分会(運輸、環境清掃、タクシー、福祉サービス)で取り組んでいる。最後に各々のユニオン・合同労組が創意工夫し、出来る事を着実に取り組み、総括し、一歩ずつ前進して行こうと訴えられました。

### 課題提起①

「同一労働・同一賃金・均等待遇はどこまで来たか」北島あづさ（岐阜一般労組委員長）

課題提起①では、岐阜一般労働組合の北島委員長から、「同一労働・同一賃金・均等待遇はどこまで来たか」という提起がされました。定年後の再雇用者の基本給問題について、①再雇用時の基本給が6割を下回るのは「不合理」の判例、②60歳定年後、年金が受給できる65歳までの5年間をどう生きるのか、③そもそも定年後再雇用者の賃金は安くても良いのか、④高齢者雇用継続給付金の行方、⑤労働組合として横断的な運動を行う必要性、といった課題が挙げられ、同時に岐阜一般労働組合の取り組み事例が紹介されました。

### 課題提起②

「全国一律最低賃金と賃上げ闘争」渡辺啓二（全国一般全国協議会書記長）

「北九州市議会の最賃意見書採択」竹内俊一（北九州共闘センター議長）

課題提起②では、全国一般全国協議会の渡辺書記長から、「全国一律最低賃金と賃上げ闘争」という提起がされました。最初に「全国一律最賃制と時間給1,500円以上」を実現しようと呼びかけがあり、それに向けて、①日本の賃金水準はG7中最下位で低く、10年前とほぼ同額、②外国と比較して最賃が低すぎる、また最低生計費を割り込む最賃の低さ、③生活保護との整合性、④最賃を巡る政府の動き、⑤全国一律最賃制度の必要性、といった課題が挙げられました。

また、それらに関連して北九州共闘センターの竹内議長から、「北九州市議会の最賃意見書採択」の報告を受けました。北九州市議会は6月16日、最低賃金の段階的な全国一律制度の導入を求める意見書を賛成多数で採択し、実現の決め手となったのは、自民党市議の賛同だったことやそれに至る経緯が報告されました。

## <第10回労働運動研究討論集会>

1 日時 2021年12月11日(土)13時30分～16時30分  
12月12日(日)9時30分～12時

2 場所 Zoomによるオンライン会議

3 内容 基調報告  
「非正労働者の賃金保障、社会労働保険に関する調査」結果報告  
全体討論

4 参加費 無料  
参加申し込みは12月3日までに [roukenj2014@yahoo.co.jp](mailto:roukenj2014@yahoo.co.jp) にメールで